

## 「相模原市AED使用可能施設登録制度」

### 登録施設向け講習会を開催しました！

消防局では、平成27年11月9日（月）、消防指令センターで当市内登録施設の従業員等を対象に、救急救命士による登録施設向け講習会を実施しました。

当局では、いざという時に、いち早くAEDを使用することができる環境を整備するため、平成22年8月1日から「相模原市AED使用可能施設登録制度」を開始し、現在、275の民間施設等にご協力いただき、357台のAEDを登録しています。

講習会では、登録制度の概要、奏功事例、AEDのメンテナンス方法等の講義と、AEDを施設に借用に来た場合の対応方法の実技訓練を実施しました。

受講者は「講義では、実際に自分の登録施設にあるAEDに置き換えて考えることができ、実技をすることで、いざという時にも自信をもって対応できると感じた。」とのことでした。



〈AEDを施設に借用に来た場合の実演〉



〈受講者による心肺蘇生法の実技訓練〉

この登録制度を多くの民間施設等が登録をすることで、使用できるAEDが増え、より早くAEDを使用することが可能となり、救命率の向上につながることになります。

今後も、1人でも多くの人を救える体制を整えるために、同制度の登録促進と、講習会を計画的に実施し、救命率の向上を図っていきます。

【AED（自動体外式除細動器）使用可能施設登録制度について】

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kyubyo/24274/018354.html>



問い合わせ先  
消防局救急課  
TEL 042-751-9142